

路外駐車場円滑化基準の概要（新規）

- ・ 車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設を設けること。
- ・ 当該駐車施設が車いす使用者用であることの表示をすること。
- ・ 出入口から当該駐車施設を結ぶ経路は、段差がないようにすること。

等